

藤沢市社会教育委員の委嘱について
次の者を藤沢市社会教育委員に委嘱する。

2012年（平成24年）6月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別
かねばこ ゆうこ 金箱 裕子			学校教育関係者	新任
きみなみ いくお 木南 郁男			学校教育関係者	再任
やまもと まさよし 山本 正良			学校教育関係者	新任
いわの たえこ 岩野 妙子			社会教育関係者	再任
おさだ さちお 長田 祥男			社会教育関係者	新任
かわじ ひさお 川路 久男			社会教育関係者	再任
たけなか しょうこ 竹中 翔子			社会教育関係者	新任

みつはし ゆみこ 三觜 由見子			社会教育 関係者	再 任
いざわ しょうじ 伊 澤 昭 治			家庭教育 関係者	新 任
きむら よりこ 木 村 依 子			家庭教育 関係者	再 任
くりす じゅん 栗 栖 淳			学識経験者	再 任
さとう ちづ 佐 藤 千 津			学識経験者	再 任
かさはら さくま 笠 原 作 磨			学識経験者 (公募)	新 任
たかの ふみお 高 野 文 夫			学識経験者 (公募)	新 任
みやざき まきこ 宮 崎 真 紀 子			学識経験者 (公募)	再 任

2 任期

2012年(平成24年)7月1日から2014年(平成26年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員が2012年(平成24年)6月30日をもって任期満了となるため、社会教育法第15条第2項及び藤沢市社会教育委員に関する条例第2条並びに第3条の規定により、新たに委員を委嘱する必要がある。

参 考

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の構成）

第15条

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

藤沢市社会教育委員に関する条例（抜粋）

（委員の定数）

第2条 委員の定数は、15人とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。